

地域内フィーダー系統確保維持計画  
(案)

平成23年6月

奈良県生駒市

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

地域公共交通確保維持事業は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において特性・実情に最適な移動手段が提供され、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的としているところであるが、これまで大阪近郊都市として発展してきた本市においても、公共交通不便地の存在や生駒山麓に市域が広がり傾斜地が多いという地形上の特徴、また住民の高齢化の進展に伴う身体的な衰えによる移動の制約の高まりから、この事業の目的である、地域公共交通の確保を行うべき地区が存在している。

今回提出する本件計画の対象路線は、今年度本市が運行を予定しているコミュニティバス等新規2路線のうちの一つ、南地区路線である。

当該地区は、本市の南西部の生駒山麓に位置する5つの町から構成されている。本市は、大阪近郊の住宅都市として発展した経緯から、市域内の公共交通網はある程度整備されている状況にある。最寄りの鉄道駅から1 km 以上距離がありながら、人口が少ないことや道路が狭隘で勾配も急であることなどの地理的条件から、これまで定期運行による公共交通サービスが提供されておらず、地域住民の自助努力により生活交通が確保されてきた。しかし、昨今の人口高齢化という社会情勢の変化に伴い、住民の自助努力のみでは、これまでのよう生活交通の確保が困難になることは明白であり、今後本市の各地域において顕在化する問題である。とりわけ、当該地区においては、居住人口、高齢化の進展度合い、地形的条件などから、その傾向がより顕著になることが想定される。

そこで、人口高齢化等の社会情勢に対する公共交通施策面からの対応を図るべく、平成22年度に生駒市地域公共交通総合連携計画を策定したが、当該地区の公共交通サービス提供の優先順位は最上位であり、直ちに検討に着手する地域に位置付けられているところである。

本計画に位置付けるコミュニティバス路線は、当該地域と鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保が主目的であるが、暗峠等ハイキングコースや特徴的な飲食店などが立地する当該地域に、市内外他地域からの人の流入により地域の活性化がもたらされるという副次的な効果も期待している。

つまり、当該地区へのコミュニティバスの運行を継続して実施することで、交通不便地域である当該地区の住民の利便性の向上が図られることにとどまらず、上記のような他地域からの人の流入が促進されれば、地域間の交流につながり、人口減少・少子高齢化の歯止めや、全市域における地域の活性化に寄与するといった、大きな効果が期待される場所である。

また、当該地区については、人口が少ないことから、現時点で乗客需要は少ないと想定されるが、当該地区におけるコミュニティバスの継続的な運行は、生活交通の確保の

うえから、必要不可欠と考えているところである。

以上のとおり、市としては、当該地区のコミュニティバスを継続的に運行する考えであるが、それに要する財源の確保が重要な課題となる。もとより人口の少ない当該地域では、この財源を、利用者の運賃負担や地域の負担という自助努力のみで確保することは不可能である。また、財源の不足額を市で補てんし続けることも、今後の市の財政状況を考えると、極めて厳しい状況にある。

このような事情を鑑み、今年度創設された地域公共交通確保維持事業の制度を活用し、財源の一部に充当することで、コミュニティバスの継続的な運行が可能となり、それに伴い当該地域の利便性確保はもとより、地域の活性化も図られることになる。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

当該地区においては、当該地区からの最寄りの鉄道駅となる近畿日本鉄道生駒線南生駒駅、及びその沿線地域に存在する医療機関や商業施設とを結ぶ路線を、道路状況や需要予測を踏まえ小型車両を用いて、年末年始を除く平日（●日）に、1日あたり●便を運行し、●人の利用者を見込んでいるが、これは当該地区人口●人の●%が利用する見込みとなる。

今回の運行開始により、高齢者等の生活交通が確保されることで、現時点での生活利便性の向上が図られることはもちろんのこと、運行を継続することで、地域の利便性の向上のみならず、地域外からの人の流入を通じて地域の活性化がもたらされ、その結果、近年、当市全体では人口が増加しているものの、当該地区では減少傾向にあることから、その歯止め、更には増加に転じることを期待している。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(表1)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該 当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等と接 続確保策	基準ニで該 当する要件
奈良県  (生駒市)	●株式会社	生駒市コミュニティバス (南地区)	地域内 フィーダー	●千円	②-(2)	近畿日本鉄道生駒 線 南生駒駅で接続 運行ダイヤについ ては、利用状況も考 慮のうえ、鉄道ダイヤ との調整を行う。	①

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)(表2)

事業者名 ●株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,500 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	17,260	km			経常収支率	%

(想定)

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	円 銭	410円 11銭	410円 11銭	86円 91銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率	計画実車走行キロ ラ
			起点	主な 経由地	終点		チ	リ	ヌ	テ	ル			
南近畿	1	南地区	南コミュ ニティセ ンター	マックスバ リュ生駒南 店、南生駒 駅、萩原町、 藤尾町、大 門町、小倉 寺町、鬼取 町	西畑町	248	往8.7Km 復8.7Km	(平均) 8.7Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	往 . Km 復 . Km	(平均) . Km	100%	17,260
							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km	
							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km
							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	. km
合計		系統				往7.4Km 復7.4Km	(平均) 7.4Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		. km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の 実績額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	ヨ又はタのうちい ずれか少ないほ うの額	シのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経費 の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少 ないほうの額)	
		ヘ×ラ以下の 額:ワ	ト	ト×ラ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ワ×9/20=タ	レ	レ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ	
南近畿	1	7,078,498	86	1,500,000	5,578,496	2,510,323	2,510,323	0	2,510千円	1,255千円			
										千円	千円		
										千円	千円		
合計		7,078,498	86	1,500,000	5,578,496	2,510,323	2,510,323	0	2,510千円	1,255千円	1,255千円	1,255千円	

補助ブロック名	申請番号	経常収益から経常費用を控除した額 ニ×ラ=カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	5,578,498 円												
		円												
		円												
		円												
合計		5,578,498 円	4,323,498 円	円	%	4,323,498 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条項の適用を受ける事業者によっては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）

5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要(表5)

市町村名	生駒市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	27,362
交通不便地域	421

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
421	小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、藤尾町	要綱別表6 口②-(2)

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

## 6. 車両の取得に係る目的・必要性

当該路線は、これまで公共交通機関が存在しなかった地区に、新たに公共交通サービスを提供することにより、地域の生活交通の確保のほか、活性化をも目指すことを目的としているが、地区の道路や地形の状況、地区人口から推測される旅客需要等を踏まえると、当該路線の新規運行は、今回予定する小型車両を新たに取得することにより可能となるものである。

## 7. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

当該地区における狭隘な道路の状況、急勾配がほとんどであるという地形の状況、人口が少ないことから想定される旅客需要、想定される利用者の年齢構成などを勘案したうえで、運行ルートや運行ダイヤ、運転者の配置状況も考慮し、必要な装備を備えた小型車両1台を、●での導入を決定した。取得総額は、●万円となる。この車両を用いて、年末年始を除く平日（●日）に、1日あたり●便を運行し、●人の利用者を見込んでいくところである。



8. 車両の取得計画の概要（表6）

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
奈良県  (生駒市)	●株式会社	1両	●千円

10. 車両の取得を行う事業者（表7）

事業者名  株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 23 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
南近畿	1	生駒市(南地区)	1							

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

確保維持費国庫補助金申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法)ハ×0.5=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ	
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ												
1	2,800,000	1,500,000	2,000,000	6,300,000	6,299,999	6,299,999										
計													千円			

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(平成 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

確保維持費国庫補助金申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度(2年目のみ)の額=フ	(定率法)ラ×0.5=ム (定額法)リ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=フ
									円		
									円		
計									千円		

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

確保維持費国庫補助金申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定申請額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	ア	ア×1/2=サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
マ+ア	ケ+サ

## 10. 協議会の開催状況と主な議論

### 平成23年5月18日開催（本計画の策定等について）

本計画の素案をもとに、本計画策定の必要性及び内容等については、「地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」を中心に、協議会事務局から説明の後、委員各位から意見を聴取し可能な限り本計画に反映した。

#### 【意見の概要】

「・・・・・・・・」(・・・・・・・・)

## 11. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、生駒市地域公共交通活性化協議会で協議のうえ、策定されたものであるが、当協議会には委員として、市内5地区の各自治連合会会長及び2名の市民公募委員に参加いただき、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が、一定程度反映されていると認識している。